

鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市の産業振興を図るため、起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に要する経費に対し、予算の範囲内でクラウドファンディング活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング

インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。

(2) クラウドファンディング運営事業者

クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者で、次の要件を満たすものをいう。

ア 設立後2年以上の日本国内におけるクラウドファンディング事業者であること

イ 第8条第1項に定める申請における直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達成立実績のあるクラウドファンディング事業者であること

(3) プロジェクト

クラウドファンディングにより調達した資金で実施する事業をいう。

(4) 購入型クラウドファンディング

クラウドファンディングのうち、プロジェクトに対して支援者が金銭を支援し、プロジェクト起案者はその対価として商品又はサービスを提供するものをいう。

(5) 寄附型クラウドファンディング

クラウドファンディングのうち、プロジェクトに対して支援者が金銭を寄附するものをいう。

(6) プロジェクトページ

プロジェクト実行のための資金を募るため、クラウドファンディング運営事業者が提供するウェブサイト上に掲載するページをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める全ての要件に該当する法人又は個人とする。

(1) 鹿児島市新産業創出研究会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第9条に定める部会

の参加者（以下「部会員」という。）

- (2) 本市に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は本市に住所を有する個人
- (3) 納期の到来している市税に滞納がない者

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者としな

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が次の各号に掲げる事業を実施するために行うクラウドファンディングとする。

- (1) 起業して行う事業
- (2) 新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- (3) 新たな事業分野への展開を行う事業
- (4) その他市長が認める事業

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業等を実施するために行うクラウドファンディングは補助金の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項、同条第5項、同条第11項及び同条第13項に該当する事業
- (2) 政治性若しくは宗教性がある事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象者の決定）

第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める方法により申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定により提出された申請書類に基づき、市長が決定する。

(補助金の交付対象経費)

第6条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、購入型クラウドファンディング又は寄附型クラウドファンディングによる資金調達に係るものであって、次に掲げる経費とする。

- (1) クラウドファンディング運営事業者に支払う初期費用及び利用手数料
- (2) プロジェクトページの制作委託費用
- (3) プロジェクトの宣伝のために使用する文章、写真及び動画等の制作委託費用
- (4) プロジェクトの広告費
- (5) その他市長が必要と認める費用

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3 補助対象経費について、他の機関又は制度における補助金等の交付を受けた場合、若しくは交付が確定している場合は補助対象外とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額で、10万円を限度額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる補助事業の補助率は、交付対象経費の3分の2以内とする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関、独立行政法人又は国立研究開発法人のいずれかと連携した取組
- (2) 他の部会員と連携した取組

3 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において、1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請は、第4条の規定によりクラウドファンディングを開始する前に行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に第7条の規定により算出した補助金の額を補助対象経費の額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 市長は、規則第5条に規定する補助金の交付決定を行うに当たっては、前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額してなされた交付申請については、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

4 市長は、第1項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで補助金の交付の申請を行った補助対象者については、補助金の額の確定を行うまでの間において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を減額した額を補助金の額として確定する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 市長は、補助金の交付予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、補助申請の受け付けを終了することができる。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条第4項に規定する条件は、補助金の交付の確定日において第3条第1項第2号に定める要件に該当する者であることとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日とする。

(補助対象期間)

第11条 補助対象期間は、補助金の交付決定日から当該年度の3月10日までとする。

2 第4条の規定によるクラウドファンディングは、補助金の交付決定日以降に開始し、当該年度の2月末日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条に定める実績報告書の提出は、第4条の規定によりクラウドファンディングを活用し、資金の調達を完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までとする。

2 補助事業者は、規則第14条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その旨及び額について報告しなければならない。

3 補助事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

(関係書類の保存)

第13条 補助対象者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(状況の調査等)

第14条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は補助対象者に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。